

本市における今後のPCB廃棄物処理について（案）

（北九州市PCB廃棄物処理計画の見直し等のポイント）

平成27年1月 北九州市環境局

1. 処理の安全性確保

…処理の安全徹底のため輸送制限や長期保全など各種規制を強化し、市は安全対策事業を実施。

【①収集運搬の安全対策】

- (1) 市内の運搬方法はこれまで実績があるトラック輸送のみとし、その輸送経路は原則として九州自動車道、北九州都市高速道路から若戸トンネル・若戸大橋を経て、国道495号、臨港道路響灘1号・2号道路を運行して処理施設に搬入する経路に限定する。
- (2) 市は、処理期間中の輸送経路の安全確保に万全を期すため、若戸大橋・若戸トンネルの維持管理、若戸大橋の長期保全に必要な改修工事、臨港道路響灘1号・2号道路における舗装補修といった維持補修事業を計画的に実施する。

【②処分の安全対策】

- (1) 市内の高濃度PCB廃棄物の処分業者（以下「事業会社」という。）は、処理の安全性を確保するため、長期安全計画及び各年度の実施計画を策定し、これに基づき設備や機器の更新・補修等を確実に行うものとする。
- (2) 事業会社は、処理に伴う汚染物質の排出についてのこれまでの実績を踏まえ、その水準を上回ることはないよう適切に操業管理を行うものとする。
- (3) 事業会社は、国及び関係自治体と協力し、自然災害に関する最新の知見を踏まえ、専門家の協力も得つつ災害対策の内容を常に見直し、その結果を踏まえ必要に応じて対策を強化するものとする。

2. 期間内での確実な処理

…早期処理を確保するための受入期限や誘導策、進捗管理手法を導入し、市は関係機関と連携。

- (1) トランス・コンデンサは平成30年度末まで、安定器等は平成33年度末まで（以下「計画的処理完了期限」という。）に、一日も早く処理を完了させることを目標とし、その期限経過後の受入れは相応の理由がない限り認めない。
- (2) 事業会社は、処理対象地域の関係自治体や関係団体等と連携し、適切な処理対象量に基づく長期処理計画及び各年度の実施計画を策定するものとし、これに基づき未処理機器の把握及び事業者の確認・指導など計画的かつ早期の処理を推進するものとする。
- (3) 市は、関係自治体への本市の経験・ノウハウ（北九州方式）の水平展開を図るとともに、広域調整協議会等を通じた進捗把握を行い、必要に応じて更なる協力を要請する。

3. 地域の理解

…地域の理解・協力を深めるための市民説明や情報公開を徹底し、地元地域との交流を実施。

- (1) 国及び事業会社は、処理事業の責任主体として、市と連携しつつ市民への説明を定期的に行うなど地元地域への説明・情報公開の徹底に努めるとともに、処理事業に対する更なる理解・協力を得られるよう地元密着型企业として地域と積極的かつ継続的な交流を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、処理の進捗に関する市民説明や施設見学の継続的な実施、情報発信拠点の整備、市民に分かりやすい広報紙やホームページの情報発信により、市民への周知・情報公開を徹底するとともに、処理対象地域の関係者と地元地域との交流に努める。

4. 取組みの确实性の担保

…安全・早期処理と地域理解を確保すべく、監視機能の強化、搬入規制、関係者への協力要請等を実施。

- (1) 市は、北九州市PCB処理監視会議の機能を強化し、安全性、早期処理及び地域の理解に関する取組み状況を幅広く監視する。
- (2) PCB廃棄物の安全・早期の処理を確保するため、搬入事業者は、処理の安全対策、早期の処理その他本市施策への協力内容を記載した搬入計画書をあらかじめ市へ提出するものとする。
- (3) 市は、安全かつ早期の処理に関して必要な水準が確保されていないと認められる場合、搬入しようとする高濃度PCB廃棄物の受入れを拒否することができる。
- (4) 市は、延長期間中のPCB処理対策を実施するため、搬入事業者及び処理業者等の関係者に幅広く協力を求めることができる。

5. 市内に残るPCB含有機器の処理

…一日も早くPCBを根絶すべく、低濃度PCBの処理期限を導入し、意向確認や漏洩規制等を強化。

- (1) 市内でのPCB処理を一日も早く終了させることが市民の総意であることに鑑み、市内の低濃度PCB含有機器は、原則として平成33年度末までに処理を完了させることを目標とする。
- (2) 市内のPCB含有機器保有事業者は、毎年6月末までに、PCB特措法に基づく届出に併せて、その処理予定時期等を記載した処理意向書を市へ提出するものとする。
- (3) 市は、低濃度PCB含有機器について、市内の民間処理施設を活用した処理体制の確保を図るとともに、掘り起こし調査等により平成30年度中を目途に保有状況を把握し、平成33年度末までに集中的な指導を行う。
- (4) 市内のPCB含有機器保有事業者は、やむを得ずPCB含有機器の分解等を行う場合にはあらかじめ市へ事前に届出を行い、漏洩・飛散等しない方法であることの確認を得るものとする。

(以上)